

## 富山市の情報公開制度

### (1) 情報公開条例の施行

国においては、情報公開法を平成11年5月に公布し、平成13年4月から施行することにより、行政機関の保有する情報の一層の公開を行っています。

本市では、情報公開の一層の推進を図るため、富山市が合併する前の市町村で行っている情報公開制度を集約し、平成17年4月1日に富山市情報公開条例を施行しました。この条例では、情報公開法の趣旨を踏まえ、市民の市政参加を促進し、公正で開かれた市政を推進する旨を定めています。

### (2) 富山市の情報公開制度の目的

富山市情報公開条例において、富山市の情報公開制度の目的が明らかにされています。

第1条 この条例は、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政参加を一層促進し、もって市政について市民に説明する市の責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

情報公開制度は、市の保有する公文書について広く公開請求権を具体的な制度として保障するものであり、「知る権利」という言葉を規定することにより、それを条例において明らかにするものです。

また、「市民に説明する市の責務が全うされるようにする」とは、市民から市政を負託された市が、市政の諸活動の状況を具体的に明らかにし、市民に対し説明する責務（説明責任）を果たしていくとする趣旨です。

### (3) 情報公開制度の概要

情報公開制度は、市民に、自ら必要とする情報を必要とするときにいつでも入手できるよう、市の保有する公文書の公開を求める権利を認め、これを制度的に保障していくところに大きな意義があります。また、条例に適合した公開請求権の行使に対しては、実施機関は該当する公文書を公開するかどうかの決定をしなければならない義務を負うこととなります。制度の概要は、次のとおりです。

#### ア 実施機関

公文書の公開を実施している機関は、次のとおりです。

- ・市長
- ・教育委員会
- ・選挙管理委員会
- ・公平委員会
- ・監査委員
- ・農業委員会
- ・固定資産評価審査委員会
- ・上下水道事業管理者
- ・病院事業管理者
- ・消防局長
- ・議会

## イ 対象

情報公開請求の対象となるのは、次の要件を満たした公文書です。

- ① 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したもの
- ② 対象が文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）
- ③ 実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

## ウ 請求権者の範囲

公開請求ができるのは、次のいずれかに該当する者又は団体です。

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④ 市内に存する学校に在学する者
- ⑤ 市税を納税する義務のある者
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している公文書の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

※ なお、⑥の理由は、次のいずれかのことを内容とするものでなければなりません。

(ア) 実施機関が行う処分又は事業により自己の権利又は利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあること。

(イ) 報道を目的としていること（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）が請求する場合に限る。）。

(ウ) 学術研究を目的としていること（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が請求する場合に限る。）。

## エ 請求の方法

公開請求は、公文書公開請求書に必要事項を記載し、公文書公開総合窓口に提出して行います。

公文書公開総合窓口（文書法務課）	市役所本庁舎東館 3 階 市政情報コーナー
------------------	--------------------------

## オ 公開・非公開の決定

実施機関は、公開請求があった日から 15 日以内に公開決定等をし、請求者にその内容を通知します。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り、決定の期間を延長することができます。また、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開

請求があった日から45日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開決定等の期限の特例があります。

さらに、請求された公文書に市以外の第三者の情報が記録されている場合には、その第三者の意見を聴いて公開するかどうかを決定することがあります。

#### カ 非公開事項

公文書は、公開を原則としていますが、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、第三者の権利・利益、さらに公益との調和が必要なことから、公文書に次のような情報が記録されているときには、全部又は一部を公開しないことができることになっています。

- ① 個人情報（特定の個人が識別され得る情報等）
- ② 法人等事業情報（法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等）
- ③ 公共の安全と秩序の維持に関する情報（人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報）
- ④ 審議、検討又は協議に関する情報（市並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる情報等）
- ⑤ 事務事業の執行に関する情報（事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報）
- ⑥ 法令秘情報（法令等で公開できないとされている情報）

#### キ 費用の負担

公開される公文書の閲覧は無料ですが、その写しの交付を受ける場合には、次のとおり写しの作成等に要する費用を請求者に負担していただくことになっています。

種別	写しの作成の方法	金額
文書及び図画	複写機による複写	単色刷り1枚につき 10円
		多色刷り1枚につき 50円
電磁的記録	光ディスクに複写	1枚につき 100円
	光ディスク以外の記録媒体に複写	当該複写をしたものの作成に要する費用の額

備考 用紙の両面に複写された文書及び図画については、片面を1枚として枚数を算定します。

#### ク 情報公開審査会

請求者が非公開等の決定を受けた場合は、審査請求をすることができます。実施機関は、審査請求があった場合、その裁決に当たっては富山市情報公開審査会に諮問し、その答申を最大限に尊重しなければなりません。

情報公開審査会は、審査請求に対して慎重かつ公正な判断を行うために設置された市の附属機関で、学識経験者5人以内で組織され、実施機関からの諮問に応じて調査審議し、答申を行います。

#### ケ 他制度との調整

公文書であっても、その他の制度で閲覧等が可能な場合や市立図書館等で市民の利用に供することを目的として管理されているものについては、これらの制度等との調整を図るため、情報公開制度は適用しないことになっています。

#### (4) 情報公開の総合的な推進

市は、公文書公開のほか、実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議の公開その他情報提供に関する施策の拡充等を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めることになっています。